

藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第1176号

2023年（令和5年）1月12日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

母子保健事業の推進に関することについて、要配慮個人情報を取り扱うこと、個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略、目的外に利用させること及び目的外に利用させることに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について（答申）

2022年（令和4年）12月28日付けで諮問（第1176号）された母子保健事業の推進に関することについて要配慮個人情報を取り扱うこと、個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略、目的外に利用させること及び目的外に利用させることに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第8条第2項第2号の規定による要配慮個人情報を取り扱う必要性があると認められる。
- (2) 条例第10条第2項第5号及び条例第12条第4項の規定による個人情報を本人以外のものから収集する必要性及び目的外に利用する必要性があると認められる。
- (3) 条例第10条第5項ただし書及び第12条第5項ただし書の規定による個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略及び目的外に利用させることに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。
- (4) 条例第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり、要配慮個人情報を取り扱う必要性、必要な個人情報を本人以外のものから収集する必要性及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由、目的外に利用する必要性及び目的外に利用することに伴う本人通知を省略する合理的理由並びにコンピュータ処理をする必要性は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

2022年(令和4年)10月28日に閣議決定された「物価高克服、経済再生実現のための総合経済対策」においては「少子化対策・子ども子育て世代への支援」として、「すべての妊婦、子育て世代への支援の充実」が謳われ、核家族化が進み、地域のつながりも希薄となる中、孤立感や不安感を抱く妊婦・子育て家庭も少なくないことから、全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境の整備を目的に、各市区町村が新たに実施する事業のための交付金(出産・子育て応援交付金)の創設が示された。

当該総合経済対策のため、12月2日に国の第二次補正予算が成立したことを受け、本市は当該交付金を活用し、国が求める新たな事業として、妊娠期から子育て期までの一貫した「伴走型相談支援」の充実を図るとともに、現金給付による「経済的支援」を一体的に実施する。

国は、2023年(令和5年)1月1日以降、これらの支援を早期に対象者に届けることを目指すとしているが、その開始時期については、各市区町村の判断によるとしている。

本市では、体調がすぐれない等移動に困難を抱える妊産婦の負担軽減、手続きの簡素化及び市の業務の効率化を図るためにクラウドシステム(kintone(サイボウズ社))を導入し、面談予約、面談の実施、給付金の申請受付をオンラインで行うことを検討している。

オンラインシステムの稼働については、段階的に進めることとしており、給付金の案内通知、オンライン面談の予約を1月下旬から、オンライン面談を2月から予定している。

本市の給付金支給に係る事務を迅速かつ的確に実施するため、①藤沢市個人情報の保護に関する条例第8条第2項に基づき、健康づくり課で保有している要配慮個人情報を取り扱うことについて、②同条例第10条第4項に基づき、当該個人情報を本人以外のものから収集することについて、③同条例第10条第5項に基づき、本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略することについて、④同条例第12条第4項に基づき、健康づくり課で保有している個人情報を登録事務の目的外の目的のために利用させることについて、⑤同条例第12条第5項に基づき、目的外に利用させることに伴う本人通知を省略することについて、

また、オンラインによる面談予約、面談実施及び給付金の申請受付の業務を実施するため、⑥同条例第18条に基づき、当該クラウドシステムの活用に係るコンピュータ処理を行うことについて、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するもの。

(2) 対象手続

今回の国による出産・子育て応援交付金を活用し、本市が実施する事業は、伴走型相談支援の充実と現金給付の2つとなる。（いずれの事務も担当課は健康医療部健康づくり課）

ア 伴走型相談支援の充実

本市では現在、妊娠期から子育て期にかけて妊娠届出時や産後の乳児家庭全戸訪問事業（ハローベビィ訪問）、乳幼児健診などのタイミングに合わせた相談支援を実施している。

国は、妊婦・子育て家庭の孤立化を防ぎ、出産・育児の見通しを立てられるようにするため、妊娠初期、妊娠後期（妊娠8カ月時）、出生時の計3回、面談を実施（部分的にはアンケート実施の代替を可能とする）するよう求めていることから、本市としては、当該既存事業に新規要素を組み合わせ、面談の機会を増やす取組とするもの。

具体的な内容は次のとおり。

(ア) 妊娠初期

妊娠初期については、現在も妊娠届出時に北保健センター、南保健センター、子育て給付課の3箇所で開催している面談を活用する。

妊婦は、新たに構築するオンライン面談予約システム（別紙システム構成図における（A kanameto（トランスコスモスオンラインコミュニケーション社 ラインアカウントを使用））によって面談日を予約し、妊娠届出書及びアンケートをオンラインによる提出（別紙システム構成図（B フォームブリッジでの提出））を可能とし、kintoneにより情報を管理する。（オンラインによる手続きをしない者に関しては、別途電話等での対応を図る。）

面談は、基本的には妊婦が来庁し、対面による面談とし、妊婦の状況によってはオンライン面談も可能とする。

市保健師等の専門職（以下、市専門相談員という）は妊婦の不安に寄り添い、面談用ガイド（（仮称）はぐくみプラン別紙システム構成図（C kintone上で管理））を用いて、妊婦が出産までの見通しを立てられるようサポートを行う。

(イ) 妊娠後期（妊娠8カ月時）

国は、妊娠後期について、アンケートの実施を求めている。
(面談は必須ではない。)

妊娠後期については、本市の既存事業に、その位置づけがないことから、市は妊婦に対し、新たに妊娠7カ月時にメール等により、電子申請でアンケート(別紙システム構成図(Dk mailer(トヨクモ社)のメールによるプッシュ通知及びフォームブリッジ(トヨクモ社)でのアンケート回答)を実施する。

市は、当該アンケートにより個々の課題などを把握するが、フォローが必要と判断される妊婦については、別途面談を行う。

また、当該アンケートにおいて、面談を希望する旨を回答した妊婦は自身でオンライン面談予約システム(A)によって面談日を予約し、別途面談を行う。

(ウ) 出生後

出生後については、オンラインによる出生連絡票提出(別紙システム構成図(E フォームブリッジでの提出))を可能とし、kintoneにより情報を管理する。

出生後の面談については、現在も行っているハローベビィ訪問を活用した面談とする。

ハローベビィ訪問については、従来と同様、市専門相談員により電話での訪問日の調整を行うため、オンラインによる予約は実施しない。

イ 経済的支援

2022年(令和4年)4月1日以降に出産された全ての方を対象に、妊娠届出時と出生届出後に、それぞれ5万円相当の給付(出産応援ギフト、子育て応援ギフト)をする。

国は、産後ケア・一時預かりなどのサービス利用料助成や、出産育児関連用品等のクーポン支給、現金支給も含めた幅広い支給形態を示しており、本市は早期に事業を開始し支給する観点から、現金での支給をするもの

経済的支援の具体的内容は次のとおり。

(ア) 2023年(令和5年)2月以降に妊娠届出書を提出する場合

妊娠届出時に行う面談において、市専門相談員が終了時に5万円の現金給付に係る申請手続きを案内する。(原則として、面談を実施したことを条件に支給。)

申請手続きは原則オンラインでの実施(別紙システム構成

図（Fフォームブリッジでの申請））とする。（オンラインによる手続きをしない者に関しては、別途書面での対応を図る。）

(イ) 2023年（令和5年）2月以降に出生届出書を提出する場合

出生後のハローベビィ訪問における面談において、市専門相談員が終了時に5万円の現金給付に係る申請手続きを案内する。（原則として面談を実施したことを条件に支給。）

申請手続きは原則オンラインでの実施（別紙システム構成図（Gフォームブリッジでの申請））とする。（オンラインによる手続きをしない者に関しては、別途書面での対応を図る。）

(ウ) 2022年（令和4年）4月1日から2023年（令和5年）1月までに出産した方及び2022年（令和4年）5月から2023年（令和5年）1月までに妊娠届を提出し、出産していない方の遡り支給

経済的支援は、令和4年4月1日以降に生まれた者を対象に遡っての支給。

2023年（令和5年）1月までに出産を終えた者、同1月までに妊娠届出書を提出した者については、面談を支給条件とせず、原則オンラインによるアンケート兼申請（別紙システム構成図（F）及び（G））の手続きにより支給をする。（オンラインによる手続きをしない者に関しては、別途書面での対応を図る。）

(3) 要配慮個人情報を取り扱うことについて

配偶者からの暴力を理由に避難し、配偶者等と生計を別にしている者（申請者からの申し出が必要）の住所、氏名、生年月日、申出日。また、当該配偶者等と生計を別にしている者の子の住所、氏名、生年月日。

以上の情報については、国全体で行われるこの給付事業を公平に実施するためには、給付要件に関するこれらの情報が必要不可欠であるため、取扱を行うもの。

(4) 個人情報を目的外の目的のために利用させ、本人以外のものから収集する個人情報の項目

ア 項目

経済的支援に係る給付金の支給対象者（妊婦、子の養育者）及び子に係る個人情報（住所、氏名、生年月日、世帯番号、続柄、妊娠届出書提出日、出産予定日、子の出生年月日、住民となった日、転入前住所地、住民でなくなった日、転出後住所地、死亡日）

イ 所管課

健康づくり課

- (5) 個人情報をも目的外の目的のために利用させ、本人以外のものから収集する必要性について

経済的支援（妊娠届出時の5万円の給付（出産応援ギフト）と出生届出後の5万円の給付（子育て応援ギフト））に関しては、制度開始時に第2項（2）ウに掲げる支給件数（約8,000件の振込み）が集中するため、一定期間内に本人から情報を収集することは、時間・労力・費用を費やすこととなり、事業の目的達成が困難になる。

本業務を迅速に遂行するために、目的外の目的のために利用させ、本人以外のものから収集するほかに方法がないため、個人情報を目的外の目的のために利用させ、本人以外から収集する必要がある。

- (6) 個人情報を目的外の目的のために利用させることに伴う本人通知の省略及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略について

経済的支援に関しては、制度開始時に第2項（2）ウに掲げる支給件数（約8,000件の振込み）が集中する。通知すべき相手が多数で、通知する費用や事務量が過分に必要となり、本市の事務処理に著しい支障が生じることから、個別の通知は省略したい。

なお、目的外の目的のために利用させることに伴う本人通知の省略及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略については、広報等で周知を図ることとする。

- (7) コンピュータ処理を行う必要性

オンライン面談の実施に関しては、体調がすぐれない等移動に困難を抱える妊産婦の負担軽減を図るほか、市の業務効率化を図ることができる。

また、経済的支援に関し、第2項（2）ウに掲げるようなアンケート回答をもって支給対象とする件数者（約8,000件の振込み）が制度開始時に集中するほか、1年あたり妊娠届出・出生届出を合わせ約6,400件の処理を今後継続していく必要から、オンラインによる手続きを導入し、多くの情報を迅速かつ正確に処理することにより円滑な事業運営を行うため、コンピュータ処理を行う必要がある。

- (8) コンピュータ処理を行うシステム及び個人情報について

以下の、アからキのシステムにおいてコンピュータ処理を行う。全体の構成図は別紙「システム構成図」のとおり。

ア 妊産婦マスタ

- (ア) 使用するシステム

kintone

- (イ) 取り扱う個人情報

妊産婦氏名
妊産婦生年月日
妊産婦死亡日
妊産婦住所
母子手帳番号
出産予定日
メールアドレス
子出生年月日
子死亡日
住民となった日
転入前住所地
住民でなくなった日
転出後住所地

イ 妊娠届出書及びアンケートの事前送信

(ア) 使用するシステム

kmailer
フォームブリッジ
kintone

(イ) 取り扱う個人情報

妊婦氏名
妊婦住所
妊婦生年月日
性病・結核検査の有無
現在かかっている病気・既往歴
妊娠に伴う状況に関するアンケート

ウ オンライン面談予約システム

(ア) 使用するシステム

kanameto

(イ) 取り扱う個人情報

予約者氏名
生年月日
電話番号
希望する面談形式

エ 妊娠後期（妊娠 8 カ月時）アンケート

(ア) 使用するシステム

kmailer
フォームブリッジ
kintone

- (イ) 取り扱う個人情報
 - 妊婦氏名
 - 妊婦生年月日
 - 出産予定病院
 - 里帰り出産予定の有無
 - 里帰り出産における住所地
 - 妊娠後期の妊産婦支援に必要なアンケート
- オ 出産応援給付金申請及び子育て応援給付金申請
 - (ア) 使用するシステム
 - フォームブリッジ
 - kintone
 - (イ) 取り扱う個人情報
 - 申請者氏名
 - 申請者生年月日
 - 申請者住所
 - 振込先金融機関情報
 - 母子健康手帳の写し
 - 電話連絡先
- カ 面談用ガイド（（仮称）はぐくみプラン）
 - (ア) 使用するシステム
 - kintone
 - (イ) 取り扱う個人情報
 - 妊産婦氏名
 - 妊娠・出産時のやることリスト
 - 妊娠・出産時に受けられるサービス
- キ 出生連絡票
 - (ア) 使用するシステム
 - kintone
 - フォームブリッジ
 - (イ) 取り扱う個人情報
 - 産婦氏名
 - 産婦生年月日
 - 産婦住所
 - 母子手帳番号
 - メールアドレス
 - 子出生年月日
 - 出産病院
 - 帰省先

母子の健康状態

出産に伴う状況に関するアンケート

(9) 安全対策

ア kintone の安全対策

(ア) データ保存先

kintone については、サイボウズ株式会社が管理するデータセンターにおいて運用されており、データセンターは国内に設置されている。

(イ) 通信方式

通信方式は S S L / T L S (T L S 1.2 以上) による暗号化通信に対応している。

(ウ) 契約形態

利用規約に同意し、サービス利用契約を行う。

(エ) 通信方式

契約終了後、データの確実な廃棄を行う。(暗号化廃棄を含む)

(オ) データ保存先

kintone については、ISMAP を取得している。

イ kanameto の安全対策

(ア) データ保存先

kanameto については、trasncosmos online communication 株式会社により運営されており、データセンターは ISMAP を取得している Google Cloud Platform を採用している。

(イ) 通信方式

S S L / T L S (T L S 1.2 以上) による暗号化通信に対応している。

(ウ) 契約形態

販売代理店であるトランス・コスモス株式とサービス利用契約を行っている。

(エ) データの消去

契約終了後、データの確実な廃棄を行う。(暗号化廃棄を含む)

(オ) 認証

kanameto については、ISO/IEC 27017:2015 を取得している。

ウ フォームブリッジ及び kMailer の安全対策

(ア) データセンター

フォームブリッジ及び kMailer については、株式会社トヨクモにおいて運用されており、データセンターは ISMAP を取得している Amazon Web Service を採用している。

(イ) 通信方式

SSL/TLS (TLS 1.2 以上) による暗号化通信に対応している。

(ウ) 契約形態

利用規約に同意し、サービス利用契約を行う。

(エ) データの消去

契約終了後、データの確実な廃棄を行う。(暗号化廃棄を含む)
なお、送信履歴等は kintone 及び当市メールサーバーに保存され、kMailer には保存されない。

(オ) 認証

トヨクモ株式会社は ISO/IEC 27001:2013 JIS Q 27001:2014 を取得している。

エ 本市の安全対策

(ア) 本事業に当たる職員に 1 人 1 ID を発行し、不正な持ち出し、改ざん、破壊、紛失、漏えい等が行われないよう管理を徹底する。

(イ) パスワードについても定期的に更新するようシステムで制御する。

(ウ) 特定の IP アドレスからのアクセス又はクライアント証明書をインストールした端末のみからアクセスを可能とし、意図しない端末からのアクセスを遮断する。

(エ) 運用については、藤沢市情報セキュリティポリシーを遵守し、個人情報の保護及び安全管理に努める。

(10) 実施時期 (予定)

2023 年 (令和 5 年) 1 月 13 日

(11) 提出資料

ア システム構成図

イ cybozu.com サービス (kintone) 利用規約

ウ cybozu.com サービス (kintone) セキュリティチェックシート

エ 藤沢市 LINE 公式アカウント情報配信等システム (kanameto) に係るサービス利用契約書

オ トヨクモサービス規約

カ トヨクモサービスセキュリティチェックシート

キ 2022 年 1 月 9 日付厚労省事務連絡

ク 個人情報事務取扱届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)から(5)までのとおり判断をするものである。

(1) 要配慮個人情報を取り扱うことについて

実施機関は要配慮個人情報を取り扱う必要性について、次のように述べている。

配偶者からの暴力を理由に避難し、配偶者等と生計を別にしていない者（申請者からの申し出が必要）の住所、氏名、生年月日、申出日。また、当該配偶者等と生計を別にしていない者の子の住所、氏名、生年月日。

以上の情報については、国全体で行われるこの給付事業を公平に実施するためには、給付要件に関するこれらの情報が必要不可欠であるため、取扱を行うもの。

以上のことから判断すると、実施機関は要配慮個人情報を取り扱う必要性があると認められる。

(2) 個人情報を本人以外のものから収集する必要性及び目的外に利用する必要性

実施機関は個人情報を本人以外のものから収集する必要性及び目的外に利用する必要性について、次のように述べている。

経済的支援（妊娠届出時の5万円の給付（出産応援ギフト）と出生届出後の5万円の給付（子育て応援ギフト））に関しては、制度開始時に第2項（2）ウに掲げる支給件数（約8,000件の振込み）が集中するため、一定期間内に本人から情報を収集することは、時間・労力・費用を費やすこととなり、事業の目的達成が困難になる。本業務を迅速に遂行するために、目的外の目的のために利用させ、本人以外のものから収集するほかに方法がないため、個人情報を目的外の目的のために利用させ、本人以外から収集する必要がある。

以上のことから判断すると、個人情報を本人以外のものから収集する必要性及び目的外に利用する必要性があると認められる。

(3) 個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略及び目的外に利用することに伴う本人通知の省略について

実施機関では個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略及び目的外に利用することに伴う本人通知の省略について、次のように述べている。

経済的支援に関しては、制度開始時に支給件数（約8,000件の振込み）が集中する。通知すべき相手が多数で、通知する費用や事務量が過分に必要となり、本市の事務処理に著しい支障が生じることから、個別の通知は省略したい。

以上のことから判断すると、個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略及び目的外に利用することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

(4) コンピュータ処理を行うことについて

ア コンピュータ処理を行う必要性について

実施機関は、コンピュータ処理を行う必要性について次のように述べている。

オンライン面談の実施に関しては、体調がすぐれない等移動に困難を抱える妊産婦の負担軽減を図るほか、市の業務効率化を図ることができる。

また、経済的支援に関し、アンケート回答をもって支給対象とする件数者（約8,000件の振込み）が制度開始時に集中するほか、1年あたり妊娠届出・出生届出を合わせ約6,400件の処理を今後継続していく必要から、オンラインによる手続きを導入し、多くの情報を迅速かつ正確に処理することにより円滑な事業運営を行うため、コンピュータ処理を行う必要がある。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理を行う必要があると認められる。

イ 安全対策について

実施機関が「2 実施機関の説明要旨」(9)のアからエにおいて示す安全対策は次のとおりである。

(ア) kintone の安全対策

- a 利用後にデータを確実に消去するための措置
ア(エ)
- b 実施機関が受託者の安全対策を確認できるようにするための措置
ア(イ)、ア(ウ)
- c 日常的な安全対策
ア(ア)
- d 実施機関が受託者の安全対策を確認できるようにするための措置
ア(オ)

(イ) kanameto の安全対策

- a 利用後にデータを確実に消去するための措置
イ(エ)
- b 実施機関が受託業者の安全対策を確認できるようにするための措置
イ(ア)、イ(イ)、イ(ウ)、イ(オ)

(ウ) フォームブリッジ及びkMailerの安全対策

- a 実施機関が受託業者の安全対策を確認できるようにするための措置
ウ(ア)、ウ(イ)、ウ(ウ)、ウ(オ)
- b 利用後にデータを確実に消去するための措置

ウ(エ)

(エ) 本市の安全対策

a 必要最小限の担当者以外の者がデータにアクセスできないようにするための措置

エ(ア)、エ(イ)、エ(ウ)、

b 日常的な安全対策

エ(エ)

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が施されていると認められる。

以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

なお、受託者の安全対策の万全性について、本市において確認する方法を検討することを要望する。

以 上